

**令和7年度**

**随時(工事)監査報告書**

**下諏訪町監査委員**

7 監委第 3 1 号  
令和 8 年 3 月 2 5 日

下 諏 訪 町 長 宮 坂 徹 様  
下諏訪町議会議長 中 山 透 様  
下諏訪町教育長 山 田 典 史 様

下諏訪町監査委員  
宮 澤 孝 良  
豊 島 健 之

令和 7 年度随時（工事）監査の結果報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 5 項の規定に基づき、随時（工事）監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

# 工事監査報告書

## 1 監査の概要

### (1) 監査の対象

下諏訪総合文化センター小ホール及びもみの木モール天井耐震化等改修工事  
(建築主体工事・電気設備工事・機械設備工事)

発注者 下諏訪町(担当：教育こども課)

設計者 【実施設計】 アルファ設計株式会社

【基本設計】 株式会社山下設計

施工者 【建築主体工事】 岡谷・六協特定建設工事共同企業体

【電気設備工事】 南新・六協特定建設工事共同企業体

【機械設備工事】 松沢工業株式会社下諏訪営業所

工期 【建築主体工事】 令和7年6月3日から令和8年3月31日まで

【電気設備工事】 令和7年6月3日から令和8年3月31日まで

【機械設備工事】 令和7年6月3日から令和8年3月31日まで

施工監理者 アルファ設計株式会社

### (2) 監査実施期間

令和8年 1月23日 (関係書類調査、現場調査)

令和8年 2月20日 (技術士『工事監査技術調査業務報告書』の検討)

### (3) 技術調査担当技術士

協同組合 総合技術士連合 技術士(建設部門) 松田 隆 氏

### (4) 監査の観点及び監査方法

本工事は、地震発生時に落下の危険性のある小ホール天井の耐震化を図るとともに、老朽化している舞台機構装置、舞台照明装置、舞台音響装置、ホール客席、トイレなどの改修を行うものである。

この工事の適法性・合理性・効率性を検証し、更に設計・施工について適正かつ能率的に行われているかを財政面及び技術面から監査するため、工事関係書類及び技術面における調査(設計・施工状況等)について、独立した専門家である技術士に業務を依頼し、現場調査に同行し、視察及び確認等を実施した。技術士による調査は、発注者、設計者、施工者、施工監理者に対して多角的視点から実施された。

調査後、技術士より提出された『工事監査技術調査業務報告書』をもとに、総合的な判断を加えた結果を本工事監査報告書として提出する。



【外観①】



【外観②】



【ホール内】



【ホール天井】

## 2 監査の結果

技術士作成の技術調査業務報告書から、本工事の発注者、設計者、施工者、施工監理者それぞれについて、おおむね適切に業務を遂行していると判断した。

入札から施工の各段階及び前段となる実施設計の各過程において、問題はないとのことである。

寒中で大変な工事となっているが、今後も作業従事者の健康管理、安全衛生管理に一層配慮いただき、工事の順調な進捗の確保を望むものである。

以下に、技術士による『工事監査技術調査業務報告書』を示す。



下諏訪町 令和7年度  
下諏訪総合文化センター小ホール及び  
もみの木モール天井耐震化等改修工事

工事技術調査報告書

令和8年1月23日

協同組合



総合技術士連合

## 1. 技術調査対象工事名称

令和7年度 下諏訪総合文化センター小ホール及びもみの木モール天井耐震化等改修工事  
(建築主体工事・電気設備工事・機械設備工事)

## 2. 調査実施日

- 1) 関係書類の調査 : 令和8年1月23日(金)
- 2) 現地調査 : 同上

## 3. 調査場所

- 1) 事前審査 : 当該工事 工事事務所 会議室 (下諏訪町4611-40)
- 2) 現地調査 : 当該工事現場 (下諏訪町4611-40)

## 4. 監査委員および監査担当部局 (役職および氏名)

代表委員		宮澤 孝良
委員		豊島 健之
監査委員事務局	事務局長	大澤 崇
〃	次長	登内 秀幸

## 5. 工事担当部課【監査対象部局】 (役職および氏名)

教育こども課	生涯学習係 係長	岩波 洋 (副監督員)
〃	生涯学習係 主任	中込 龍太 (監督員)
〃	生涯学習係	原 洋道 (ホール運営委託請負業者)

## 6. 工事請負業者、監理受託者 (役職および氏名)

【監理】 アルファ設計株式会社 代表取締役 西村 厚志

【建築】 株式会社岡谷組	建築工事部 部長	北原 信樹
株式会社岡谷組	建築工事部 次長	小池 宏明
株式会社六協	建築部	原 信一

【電気】南新電気工業株式会社 常務 坂本 卓敏  
株式会社六協 建築部 課長 山田 和之

【機械】松澤工業株式会社 下諏訪営業所 所長 石吾 匡  
〃 建築設備部 施工管理課 課長 増澤 直樹

## 7. 技術調査業務（報告書共）実施技術士

協同組合 総合技術士連合

松田 隆 技術士（建設部門）

〒530-0047 大阪市北区西天満5丁目1番19号（高木ビル408）

TEL：06-6311-1145／FAX：06-6311-1146

## 8. 事業の目的と採択の経緯

平成27年8月26日付けの下諏訪総合文化センターの「建築物定期調査結果報告書」によると、多くの不備または改善箇所が指摘されている。また、「建築基準法に基づく天井脱落対策の規制強化」に関して「既存建築物への対応」が国土交通省より出されており、下諏訪総合文化センターも対象となる。

下諏訪総合文化センターは、大ホール、小ホール、軽体育室及びエントランス施設等で構成されている（PP. 4～6の平面図参照）。大ホールに関連する施設の改修工事は令和6年度に完了しており、当該工事はそれに引き継ぐものである。このような分散的な改修は妥当な工事計画と考えられる。

よって、事業の目的は明確であり、今年度の事業実施は妥当と考えられる。

## 9. 工事概要

### 1) 工事名

令和7年度 下諏訪総合文化センター小ホール及びもみの木モール天井耐震化等  
改修工事

(建築主体工事・電気設備工事・機械設備工事)

### 2) 工事内容

以下に、実施項目を示す。

- \* 小ホールの既存メッシュ天井撤去等
- \* もみの木モールの吊り天井の撤去等による天井耐震化
- \* 小ホール移動式客席（120席）の劣化部品の修繕
- \* 同上の駆動装置の交換等による長寿命化
- \* 外壁及び屋根の不具合箇所修繕
- \* 和式トイレ洋式化
- \* 排煙窓及び防火シャッターの調整等
- \* 舞台機構の滑車等の更新
- \* エレベーター耐震化改修工事
- \* 全館 LED 照明化
- \* 小ホール全般及び大ホール一部の舞台照明設備更新
- \* 小ホール舞台音響設備更新
- \* 事務室、調理実習室の冷暖房設備、換気設備の改修

### 3) 施工場所と対象物件

#### 【敷地の条件】

- ・住居表示 : 長野県諏訪郡下諏訪町4 6 1 1 - 4 0
- ・敷地面積 : 7,790.45 m<sup>2</sup>
- ・用途地域 : 準工業地域
- ・防火地域 : なし

#### 【建物概要】

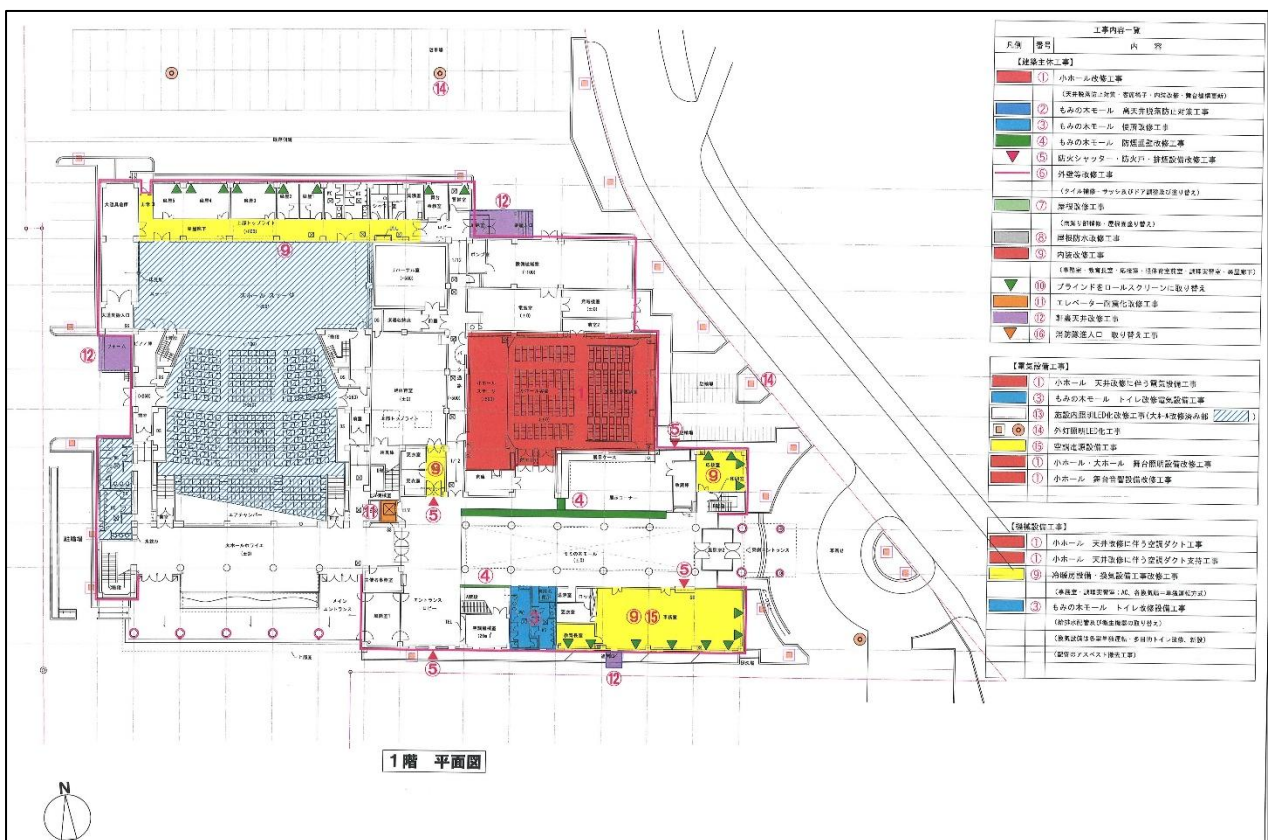
- ・階数 : 地上3階、塔屋1階
- ・延べ面積 : 5,908.14m<sup>2</sup>
- ・建築面積 : 3,984.01m<sup>2</sup>

- ・ 建築年 : 昭和 63 年 (1988 年)
- ・ 構造 : 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造

以下に、当該施設の位置図、一階平面図及び代表的な立面図を示す。

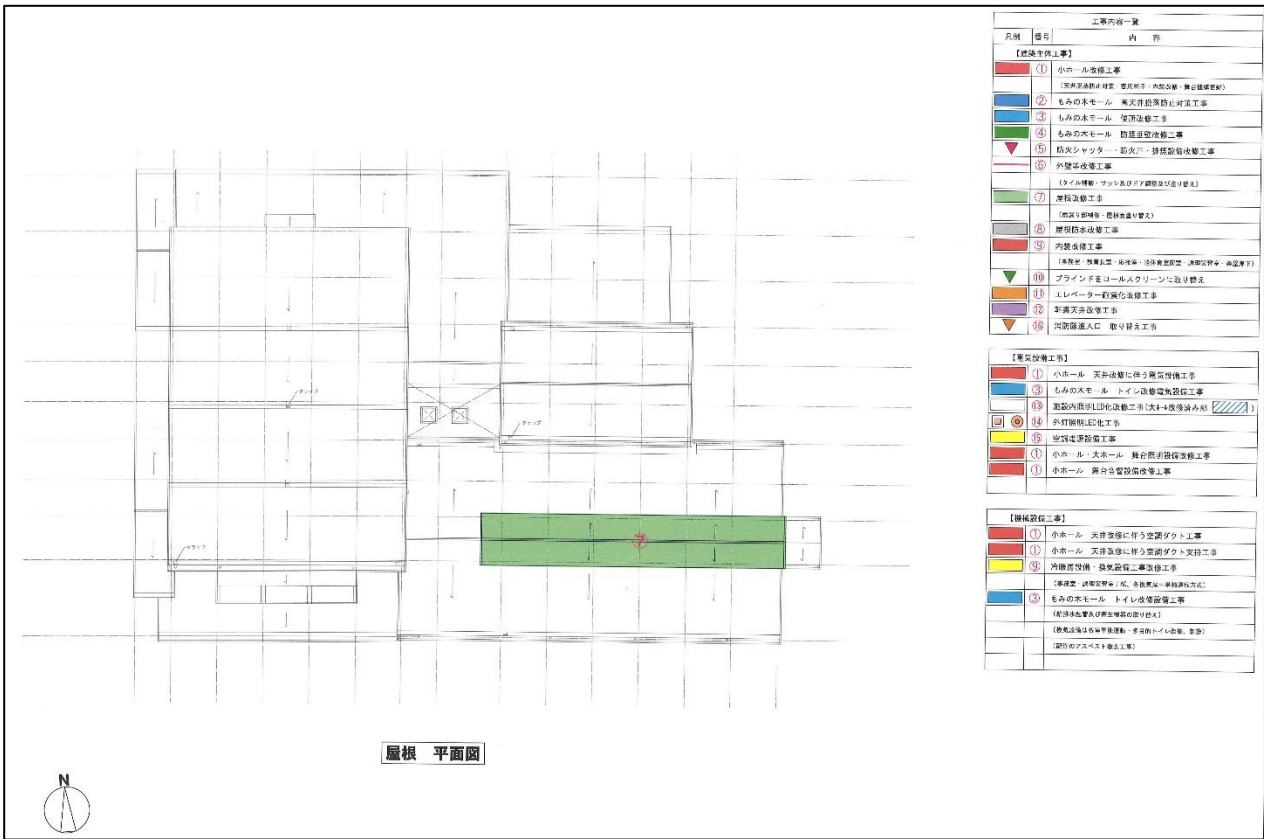


【当該現場 位置案内図 (朱塗り部分)】



【当該現場 1階平面図】





【当該現場 屋根平面図】



【当該現場東側立面図】

#### 4) 工事实施内訳

以下に、具体的な実施項目を示す。

##### 【建築主体工事】

- \* 小ホール天井脱落防止対策工事（客席・内装改修含む）
- \* 小ホール 客席椅子改修工事
- \* もみの木モール 高天井脱落防止対策工事
- \* もみの木モール 便所改修工事：1・2階 男女及び多目的トイレ
- \* もみの木モール 防煙垂壁改修工事
- \* もみの木モール 開閉窓排煙装置改修工事
- \* 小ホール 舞台機構改修工事
- \* 大ホール 舞台機構改修工事
- \* 防火シャッター・防火戸・スチールドア改修工事
- \* 外壁等改修工事
- \* 屋根改修工事
- \* 内装改修工事：漏水部分及び照明LED化必要部分
- \* エレベーター耐震化改修工事：全面リニューアル（14耐震等級）  
ロープ式変更

##### 【電気設備工事】

- \* 小ホール 天井改修に伴う電気設備工事
- \* もみの木モール・公民館施設等照明LED化設備工事
- \* もみの木モール トイレ改修電気設備工事 1階
- \* もみの木モール トイレ改修電気設備工事 2階
- \* 施設内照明器具 LED化改修工事
- \* 外灯照明LED化工事
- \* 空調電源設備工事
- \* 大ホール 舞台照明設備改修工事
- \* 小ホール 舞台照明設備改修工事
- \* 小ホール 舞台音響設備改修工事

##### 【機械設備工事】

- \* 空調ダクト工事
- \* 空調ダクト支持工事
- \* 冷暖房設備工事

- \* 換気設備工事
- \* 冷暖房設備工事
- \* 衛生器具設備工事
- \* 給水設備工事
- \* 排水設備工事
- \* 撤去工事
- \* アスベスト撤去工事

## 5) 契約金額

### 【建築主体工事】

417,780,000 円 (税含む) 【予定価格：426,932,000 円】 【請負率：97.9%】

### 【電気設備工事】

355,300,000 円 (税含む) 【予定価格：356,642,000 円】 【請負率：99.6%】

### 【機械設備工事】

60,445,000 円 (税含む) 【予定価格：61,061,000 円】 【請負率：99.0%】

## 6) 契約工期

【建築主体工事】 令和7年6月3日から令和8年3月31日まで

【電気設備工事】 令和7年6月3日から令和8年3月31日まで

【機械設備工事】 令和7年6月3日から令和8年3月31日まで

## 7) 設計業務委託

### 【実施設計】

委託者：アルファ設計株式会社

業務名：令和6年度下諏訪総合文化センター小ホール及びもみの木モール天井耐震化等改修工事に伴う実施設計（修正・追加）業務

委託金額：24,200,000 円 (税含む) 【請負率：99.1%】

委託期間：令和6年5月1日から令和7年3月21日

### 【基本設計】

委託者：株式会社山下設計 東京本社

設計業務名：下諏訪総合文化センターホール天井脱落防止対策等改修工事に係る事前調査・基本設計業務

委託金額：18,483,000 円 (税含む)

委託期間：令和2年5月20日から令和3年3月31日

なお、実施設計業者決定は、6者による指名競争入札により、最低価格を提示したアルファ設計株式会社に決定したことを書面にて確認した。

## 8) 工事監理者

工事監理は、下記の委託者であること、及び監理業務計画表、管理技術者名を確認した。

委託者：アルファ設計株式会社

業務名：令和7年度下諏訪総合文化センター小ホール及びもみの木モール天井耐震化等改修工事に伴う工事監理業務

委託金額：23,925,000円（税含む）

委託期間：令和7年4月25日から令和8年3月31日

管理技術者：西村 厚志

## 9) 工事請負者

### 【建築主体工事】

岡谷・六協特定建設工事共同企業体（岡谷市幸町6番6号）

代表者：株式会社岡谷組、代表取締役 野口 行敏

### 【電気設備工事】

南新・六協特定建設工事共同企業体（茅野市塚原2-4-3）

代表者：南新電気工業株式会社、代表取締役 金子 好成

### 【機械設備工事】

松澤工業株式会社下諏訪営業所（下諏訪町5251番地）

代表者：所長 石吾 匡

## 10. 工事進捗状況

現地調査時の工事進捗率は61.0%、電気31.1%、機械74.0%と、予定とほぼ同程度である。ただし、エレベーターの製作が遅れており、工期内の設置が懸念事項として残るとの報告を受けた。しかし、後工事はなく、また、施設開放時期を公表していない現在、工事施工の時期ではなく施工内容に傾注していただきたい。

## 11. 総括的所見

### 【全般】

工事監査資料及び関係書類並びに現地の調査を実施し、各工種の技術調査着目点について質疑応答を行った。

質疑に関する口頭及び資料による回答は十分なものであった。技術調査の結果、工事全般に関する是正や瑕疵は認められず、問題ないものと判断する。

以下に、分野ごとに具体的な所見を述べる。当該工事は、建築主体・電気設備・機械設備の3分野になるが、所見はこれら3分野に共通するものである。

### 【施工計画】

施工計画書は必要な項目が網羅されていることを確認した。要望事項としては、施工計画書の冒頭に「当該工事の重点事項」として、「施工の要」や「リスク」を具体的に記載していただきたい。

### 【施工】

書面および現場視察によって以下の項目を確認した。

- ・法令等を遵守して施工されている（建設業法で定められている標識の掲示など）。
- ・監理技術者等は適正に配置されている（代理人、主任・監理技術者届の確認）。
- ・各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されている。
- ・安全看板類・立入禁止措置などに問題は認められない。

場内の整理整頓は良好であり、品質管理上、良い状況と考えられる。

### 【発注者：教育こども課の対応（委託である監理業務を含む）】

書類審査、現地視察を通して、業務の遂行に問題は認められない。

また、現場監理となる、検査確認も十分な頻度で実施されていることを確認した。要望事項としては、「施工協議書」の協議事項に選定理由や変更理由を記載していただきたい。それは、担当職員以外にも施工内容の決定や変更を共有することと、今後の設計に役立てるためである。

技術革新や社会の動向の変化に応じるための努力は求められる。当該工事でも、従来の照明器具より一機当たりの光量の増大と、光量調節範囲の拡大（0～100%）した

器具を採用した。まずは、器具ありきではなく、要求性能を明確にしておくことが重要。今回の器具選定もその一環として考えられ、今後も続けていただきたい。

## 12. 入札契約

当該工事（建築主体を例として）の入札は、事後審査型一般競争入札（総合評価落札方式）で実施され、主な入札参加資格が以下であることを確認した。

- \* 建築一式工事、等級格付：A
- \* 建築工事業について、特定建設業の許可を有していること。
- \* 特定JV代表者は、諏訪地域6市町村内に所在する本店、支店又は営業所等であること。
- \* 過去15年間に公共機関等が発注する建築一式工事で、RC造（SRC造を含）2階建て以上、かつ延べ面積700㎡以上の建築物の新築、増築又は改修工事の元請実績を有すること。

また、総合評価落札方式に係る長野県総合評価技術委員会との協議から、正当な評価が下されたことを確認した。

建築主体・電気設備工事・機械設備工事においては、複数者の応札があり、最低価格の提示と要求されている技術評価点を確保できている企業体が決定されたことを確認した。

また、公告から落札者決定までの期間を含めた入札手続きに関して問題はないことを確認した。落札者の決定手続きの一環としての、文書手続きの確認も行った。

工事契約に必要な下記の書類を確認した。

- \* 建設工事請負仮契約書
- \* 保証書：株式会社八十二銀行 岡谷支店（建築）、株式会社八十二銀行 茅野支店（電気）、諏訪信用金庫 長地支店（機械）
- \* 着手届
- \* 工程表
- \* 代理人、主任・監理 技術者届
- \* 説明書：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定によるもの

### 13. 積算

積算時に参照とした図書は次のとおりである。また、それらが最新であることを確認した。

- \* 建築工事 積算実務マニュアル、2024年版、全日本出版社
- \* 積算資料 建築施工単価、24年10月、経済調査会
- \* 建設物価、2024年12月、建設物価調査会
- \* 改修 機械設備工事 積算実務マニュアル、2024年、全日本出版社
- \* 電気設備工事 積算実務マニュアル、2024年、全日本出版社
- \* 積算資料 ポケット版住宅建築編、2024年、経済調査会
- \* 積算資料 ポケット版リフォーム編、2024年12月、経済調査会
- \* 月刊 積算資料、2024年12月、経済調査会
- \* 建築コスト情報、2024年10月、建設物価調査会

### 14. 下諏訪町の工事関係書類調査

工事関係書類の提示を求め、計画・設計・積算・契約等の事項について関係者に質疑し、回答を求めた。町の工事関係書類はそれぞれ必要にして十分に整理できている。

調査結果は、記載内容、資料整備、各項目での整合性もあり、適切かつ妥当であり、特に問題は認めない。

主な書類のうち工事契約に関する書類は「12. 入札契約」に示したとおりである。

## 15. 計画・設計

当該工事の基本設計は、株式会社山下設計に業務委託されている。設計の基本方針は昨年の工事監査において確認されている。

当該工事の実施設計は、アルファ設計株式会社に業務委託されている。設計に当たっては以下の配慮がなされたことを確認し、いずれも適切な判断と考えられる。

小ホールの天井は、面積の観点から、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第39条3項に規定する「特定天井」には該当しない。しかし、現状の天井は落下を防ぐ機構がないと、設計者は判断した。そのため、落下防止の機構を改築時に設けることを計画した。これは、「日常的に人が立ち入る場所（ホール、体育館、ロビー等）が対象」とした「特定天井」の要項には合致しており、適切な判断と考えられる。

上記は、「下諏訪総合文化センターのあり方を検討する会議」での「改修項目」に記載されている事項でもある。この他、「改修項目」にそって実施設計がなされていることを確認した。

エレベータの更新に関しては、現状の「油圧式」から「ロープ式」に変更される。これも時流ではあるが、移動速度の向上や消費電力の低減がなされたことが認められる。



【ロープ式になることで不要になる機械】

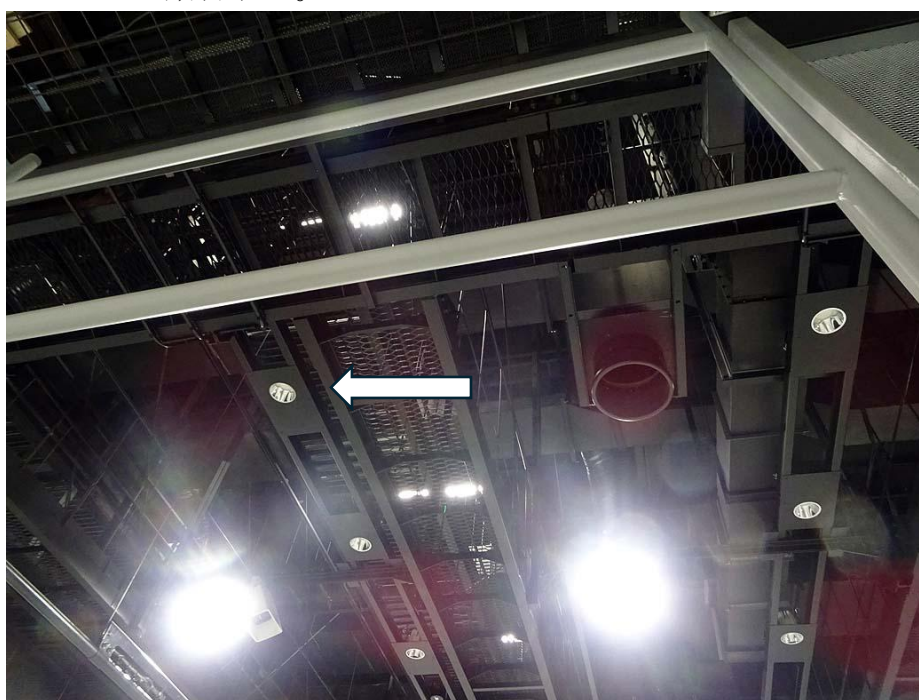
外堀タイルに「クローンタイル」が採用された。これまでの「焼成タイル」と違い、コスト縮減や製作期間の短縮が期待できる。これは創意工夫と考えられる。



【クローンタイル（色がやや薄くなっている部分）】

小ホールの天井照明には東芝ライテック株式会社の製品が採用された。これは、要求性の一つとしての「0～100%調光」を満たすテストに合格したとしての採用と報告を受けた。これまでの調光範囲を超える性能を有し、施設使用者の利用範囲が広がる良い検討であると考えられる。また、一器当たりの光量が増えたことから、照明器個数は減り、メンテナンスの手間も少なくなると考えられる。

上記2点の製品の採用に関しては、「美観、コスト、性能」の向上がなされたとして、町民に伝えることを期待する。



【新しい照明器（矢印箇所）】

このほか、以下の点が創意工夫の一環になると考えられる。

- \* 2階調理実習室の個別空調化：これまで全館空調であったため、熱発生源がある部屋では、冷房効率に不足があり、この問題を解消した。
- \* 事務室も個別空調化を実施した。更に、0Aフロー化と内装壁の更新：居住空間の快適性を考慮したうえで、更新箇所を限定することでコスト縮減を図った、



【事務室の更新】

- \* トイレの自動洗浄による節水効果
- \* 男性及び女性トイレにベビーチェアを設置：ユニバーサル化の一環と考えられる。



設計時の適用基準類一覧を以下に示す。

【共通】

- ・官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成25年）
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成25年）
- ・官庁施設の環境保全性基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和4年）
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成18年）

- ・官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン（国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成27年）
- ・公共建築工事積算基準等資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和5年）
- ・公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成28年）
- ・公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成19年）
- ・公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和5年）
- ・長野県建設リサイクル推進方針（長野県建設部、平成14年）
- ・長野県公共事業等環境配慮推進要綱（長野県環境部、令和4年）
- ・令和5年度長野県グリーン購入推進方針（長野県環境部、令和5年）
- ・信州リサイクル製品率先利用方針（長野県環境部、令和5年）
- ・長野県内の建築物等における県産材利用方針（長野県林野部、令和4年）

#### 【建築設計】

- ・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和4年）
- ・建築工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和2年）
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和4年）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和4年）
- ・建築設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成26年）
- ・建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和3年）
- ・建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和4年）
- ・非構造部材の耐震設計施工指針、同解説および耐震設計施工要領（日本建築学会、平成15年）

#### 【建築積算】

- ・公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和5年）
- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和5年）
- ・改訂版 公共建築改修工事の積算マニュアル（国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成27年）

#### 【設備設計】

- ・建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和5年）
- ・建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和5年）
- ・建築設備工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和3年）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和4年）
- ・公共建築設備工事標準（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和4年）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和4年）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和4年）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和4年）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和4年）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和4年）
- ・公共建築設備工事標準 機械設備工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和4年）

#### 【設備積算】

- ・公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和5年）
- ・公共建築工事見積標準書式（設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和5年）
- ・公共建築工事内訳書標準書式（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和5年）

#### 【舞台関係】

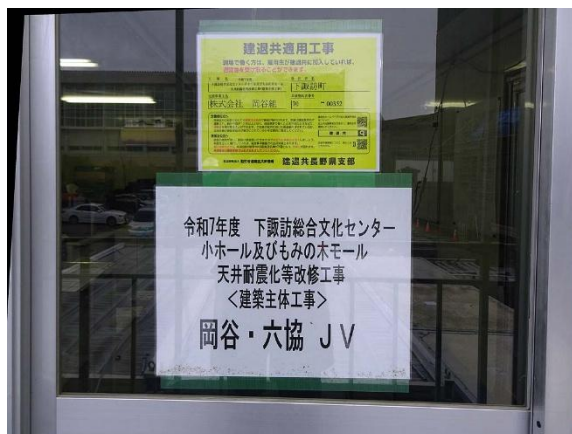
- ・吊物バトン積載荷重表示指針（劇場演出空間技術協会、平成29年）
- ・劇場等演出空間電気設備指針2014（電気設備学会、平成26年）
- ・懸垂物安全指針・同解説（日本建築センター、平成2年）

## 16. 施工管理

施工管理は、各社が作成した施工計画書に記載されている項目に従い、実施されていることを確認した。確認した重要な項目を、以下に示す。

- ・安全管理・品質管理・工程管理が現場にあった計画となっている。
- ・工程管理に関しては、全体工程表、月間工程表、週間工程表で管理している。
- ・品質管理に関しては、設計図書・仕様書・施工計画書に定められた工事目的物の品質を確保している。

建設業法に基づく「工事現場に掲げる標識」が、周囲からも見やすい位置に掲示されていることを確認した。



【工事現場に掲げる標識の状況写真】

### 【安全管理】

安全管理に対する諸計画は、建築主体・電気設備・機械設備でそれぞれの施工計画書に記されていると共に、その実施記録を確認した。また、安全施工サイクルにおける各種打合せは、建築主体・電気設備・機械設備の合同で行われていることも確認した。

立ち入り禁止措置や交通誘導員（必要に応じて現場職員が実施）の配置などに関して、問題がないことを確認した。

安全管理には「ビルディ」を用いており、効率化を実現しているとの報告を受けた。



**【材料及び廃棄物置場の整理状況】**

**【環境対応】**

環境対策関連として、工事事務所を含めた現場仮設にLED照明を採用したとの報告を受けた。また、ゴミの分別も確実に行われていた。

**【近隣対応】**

当該工事は、既施設内での改修工事であるため、騒音・振動の問題が近隣住民に影響を与えることはないとの報告を受けた。また、町民に対しての「工事のお知らせ」の具体的な例を確認した。

## 17. まとめ

今回の監査において、入札から施工の各段階及び前段となる実施設計の各過程において、問題はないものと考えられる。

更に向上が望まれる点に関しては「11. 総括的所見」に分野毎に記述したので、今後の業務に、役立てていただきたい。

今回の工事技術監査において、指摘事項はなく、より良い工事となるための工夫を述べた。担当者が「特段の工夫がない」とした事項でも、聞き取ると改修前より機能が上昇している項目（クローンタイル、調光器付き天井照明、エレベーターなど）があった。これらは、工事の効果として町民に伝えていただきたい。例えば、照明の調光範囲が広がったことは、使用する条件の広がりになり、利用拡大につながる可能性があることを伝えていただきたい。

また、クローンタイルの利用は他の工事や近隣都市での工事に採用が可能で、水平展開が望まれる。

最後に、当該改修工事が安全に推進され、新たな「下諏訪総合文化センター」として増々の利用が促進され、その結果として、豊かな町民生活になることを切に希望する。

以上